

保護者様へ

就学援助制度 新入学児童生徒学用品費の『入学前支給』について

伊勢市教育委員会

この案内は、令和8年4月に小学校に入学予定のお子さんの保護者様全員へ送付しています。
(必ず提出が必要なものではありません。また、受け取った方全員が対象となる訳ではありません。ご了承ください。)

就学援助制度について

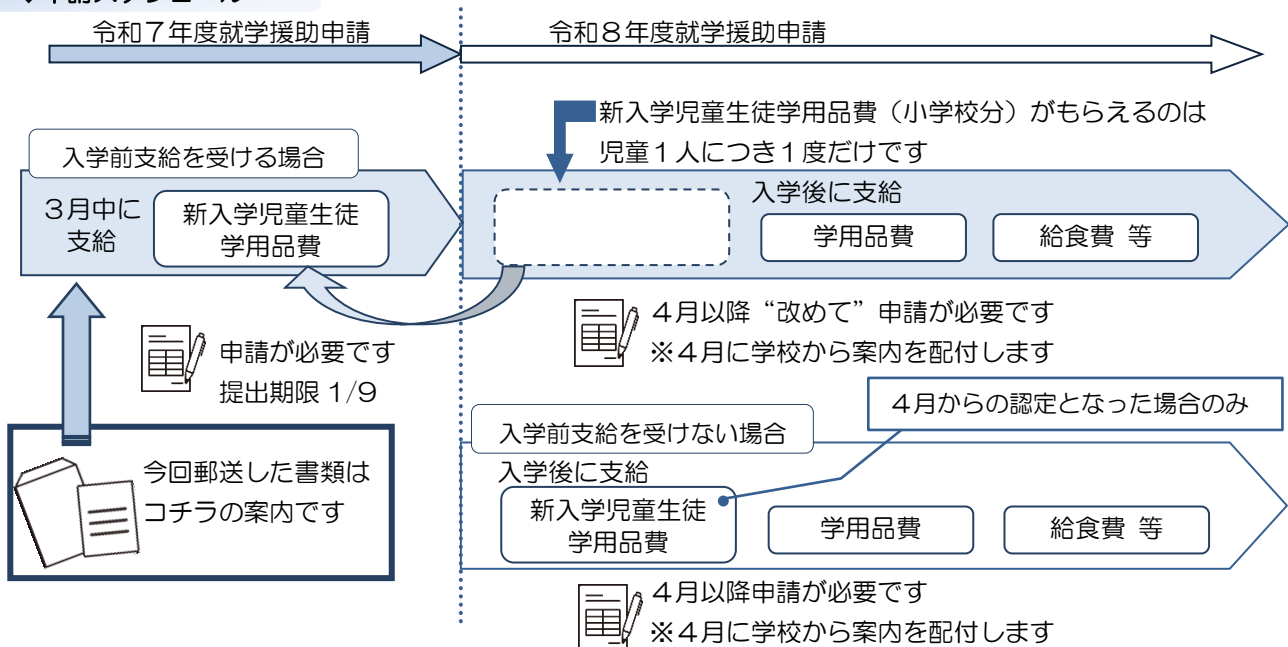
伊勢市では、市立小・中学校に通うお子さんがいる経済的にお困りのご家庭に、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を就学援助費として支給しています。

1 入学前支給の申請及び支給について

就学援助費の新入学児童生徒学用品費を、条件を満たした希望者へ、入学前の3月に支給します。支給対象者については『2 入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けることができる方』をご覧ください。

なお、この期間中に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請されない場合でも、令和8年4月末日までに令和8年度就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後に同額が支給されます。

◆申請スケジュール



入学前支給を希望する場合は、別紙申請書・委任状を記入し入学予定校へ提出してください。
申請手続きの詳細及び対象者は裏面をご確認ください。



(入学前の支給を希望しない場合は今回の申請は不要です)

※書類不備がある場合や、市県民税が未申告の方で申告手続きがない場合などは、審査不能となり、入学前支給できない可能性があります。

小中学校に在籍する兄弟がいる世帯について

今年度から、入学前支給の申請手続きが変更になっています。小学校分の入学前支給を希望する場合は、本案内のとおり申請をお願いします。中学校分の入学前支給については、現小学校6年生へ学校から通知を配付しますので、そちらをご確認ください。

令和7年度就学援助を兄弟が受けている場合は、申請書の一部省略可、委任状の提出不要となります。詳しくは、記入例をご覧ください。

また、在校生の令和8年度就学援助申請については、上記スケジュールとは異なります。学校から配付する通知をご確認の上申請してください。

2 入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けることができる方

以下の全ての要件（①～③）に該当する方が対象となります。

- ①申請時に伊勢市に居住しており、令和8年3月末日までに市外へ転出する予定がない
- ②令和8年4月に伊勢市立小学校に入学予定のお子さんがある
- ③就学援助の要件に該当する ※要件の詳細については本ページ下部に記載

【注意1】新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたあと、下記の①②③のいずれかに該当した場合は、全額を返還していただくことになりますので、該当する可能性のある場合は、申請を行わないでください。

- ①令和8年3月末日以前に伊勢市外に転出される場合
- ②令和8年4月に伊勢市立小学校に入学されない場合
- ③申請した世帯構成等に変更があり、教育委員会が返還を要すると認めた場合

【注意2】生活保護受給中の方は、就学援助の対象とはなりません。

【注意3】就学援助費給付申請書提出後、住所変更や氏名の変更、生活保護の開始または世帯構成等の変更があった場合は、必ず伊勢市教育委員会事務局 学校教育課または学校へ連絡してください。

3 申請手続き

提出書類について	①令和7年度就学援助費給付申請書【入学前支給用】 ②委任状（平成21年4月1日以前生まれで、令和7年1月1日現在、伊勢市で住民登録していない方については、住民登録していた市区町村にて所得証明書の交付を受けて添付してください。） ●兄弟が令和7年度就学援助認定となっている場合は、①の一部省略可②提出不要となります。別紙記入例に従ってください。
提出先	入学予定の小学校へ持参又は郵送にて提出
提出期限	令和8年1月9日（金曜日）
審査結果	2月末頃に教育委員会から郵送又は学校を通じて通知予定
その他注意事項	市内の小学校へ入学後も就学援助費の受給を希望する場合は、入学後に改めて申請が必要です。ただし、入学後は令和8年度の審査基準となるため、判定結果が変わることがあります。

4 支給額・支給時期等

※審査結果が認定の場合支給されます

支給額	57,060 円
支給予定日	令和8年3月9日（月曜日）
支給方法	保護者の口座に直接振り込みます

5 就学援助の要件

世帯の合計所得金額が、平成25年8月の生活扶助基準見直し前の生活保護基準額の1.5倍以内のとき。または、1.5倍を超えているが、特に教育委員会が必要と認めたとき。

（参考）伊勢市の所得基準（平成25年8月の生活扶助基準見直し前の生活保護基準額の1.5倍）

下表の所得基準は世帯構成・人数・年齢などによって異なりますので、あくまでもおおよその目安にしてください。

世帯が対象か迷う場合は、申請書一式を提出頂くと判定ができますので、申請をご検討ください。

家族構成（年齢）	世帯の合計所得金額	（参考：会社員等の場合） 世帯の合計年間収入金額
2人(32・8歳)	約193万円以下	約302万円以下
3人(36・32・7歳)	約260万円以下	約393万円以下
4人(36・32・9・5歳)	約302万円以下	約445万円以下
5人(43・38・14・10・8歳)	約403万円以下	約572万円以下

※所得金額とは、年間収入金額（総支給額）から給与所得控除等の必要経費を差し引いた額です。

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、所得金額から10万円を控除した額を所得金額とします。